

令和3年：2021年3月吉日発行

発行責任者： 代表 佐伯 剛

私たちの横浜霊園，三浦海岸公園墓地（以下「墓地」という。）の健全な再生（公益法人による安定・永続経営，危険・違法箇所是正）への道が，私たちの墓地を守る会（以下「守る会」という。）の活動などにより，日本墓園（以下「清算人」という。）の法人認可取消しから苦節22年を経てやっと具体化しました。

公益財団法人を新たに設立して墓地経営の許可を取得，新法人が清算人から墓地の寄付を令和4年度中：2023年3月までに受け，令和5年度から新法人による経営を開始するというものです。

墓地利用者の皆様には，昨年4月に清算人より上記に関する説明会の開催案内が届いたかと思いますが，ご存知のとおりコロナ禍で延期となり現在に至りました。

この間，コロナ禍にもかかわらず守る会は，墓地利用者の権利を守ることを基本に横浜市や三浦市，横浜地方裁判所の指導，監督のもとで清算人と鋭意協議を続けてきました。この結果，本令和3年：2021年3月には公益財団法人の前段となる一般財団法人が設立されるとともに，墓地経営許可の申請準備も大きく前進しました。

そして延期されていた清算人による墓地利用者説明会は，席数などはコロナ禍により制限されますが，次の日程等で開催されることになりました。

墓地利用者説明会日程(令和3年:2021年3月現在)

利用墓地	開催月日	曜日	時間	会場
・横浜霊園第1・2 ・三浦海岸公園	① ② 5月 8日	土	・午前10時～ 正午 ・午後1時半～ 3時半	戸塚公会堂 (各約250席)
	③ ④ 15日	土		
	⑤ ⑥ 16日	日		

清算人から皆様には「横浜霊園の公益財団法人化にむけた説明とお願い」と「公益財団法人設立後の墓地利用契約・管理料のQ&A」が3月に郵送されます。

会員の皆さまには，この「守る会ニュース23号」により「説明会に臨む留意事項」や，守る会と清算人とのやり取りなどの活動内容をお知らせいたします。

よくお読みいただいた上で多くの皆様が説明会にご出席いただき会場で，ご欠席の場合は説明会時配布資料を請求，あるいは特設電話によりご疑問や意見などを清算人にしっかりと伝え，ご判断いただければと思います。

※ 詳しくは清算人から郵送される「説明とお願い」「Q&A」をご覧ください，出欠席，希望日，配布資料希望等をご記入，ご返信ください。

なお，説明内容，配布資料は，利用墓地，開催日時に関わらず横浜霊園，三浦海岸公園墓地ともに同一とのこと。

「私たちの墓地を守る会」の設立目的（会則第2条）：参考]

本会は旧財団法人日本墓園の財団資格取消し処分を受けて、墓地利用者の墓所の使用権を守るため、会員相互が協力し、親睦を保ちつつ情報交換を図りながら主体性を発揮し、健全な墓地の再生に寄与することを目的とする。

* 「私たちの墓地を守る会」は、上記を目的に日本墓園の法人認可取消し直後に墓地利用者により設立され、以来 22 年に渡り横浜地方裁判所、横浜市・三浦市より利用者唯一の利害関係人団体として認められ、清算人等と協議を重ねながら墓地の再生を目指し活動を続けています。

日本墓園再生協議会、 守る会役員会の状況等



横浜市・三浦市

守る会役員・顧問弁護士

清算人(日本墓園)

日本墓園再生協議会：横浜市庁舎会議室(R 3. 2. 1)



審尋が開かれる横浜地方裁判所(R 3. 2. 1)



顧問弁護士

小花・黒澤

代表

佐伯

尾崎

石川

清水

村田

澤田

高森

令和3年第2回役員会出席者紹介((R 3. 2. 26:敬称略)



役員会状況：馬車道法律事務所(R 3. 2. 26)

1. ご挨拶： 佐伯 剛代表(顧問弁護士)

早春の候皆様におかれましては、ご健勝のことと拝察いたします。
新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う緊急事態宣言により、日常生活に不自由・不便を強いられていることかと思えます。

さて、昨年予定されていましたが、清算人からの新法人設立に向けての墓地利用者説明会は、コロナウイルス感染拡大のため延期となりましたが、このたび、新法人設立の準備の進捗に伴い、清算人による説明会が開催されることになりました。

今回の説明会は、あくまで清算人が墓地利用者に公益財団法人化に向けての説明をし、理解を得ようとするものであり、利用者に、賛否・諾否を問うものではありませんし、何らかの結論を出すものでもありません。

清算人の説明事項の中心は、前回と同様、①永代管理料を納入済みの永代利用者にも同意を得て年次管理料を負担してもらうこと ② 地代が管理料収入を上回っている三浦海岸公園墓地を切離して公益法人化をするかどうかの二点です。

清算人は、利用者のうち永代管理料納入者が約6.5割、年次管理料納入者が約3.5割の実態から、利用者間が「不公平」となっていることおよび財務関係上、公益法人の認可について困難が予想されることなどから、新法人設立に伴い、永代管理料納入者にも年次管理料を負担してもらうことを検討しております。

墓地の永代使用権契約は、賃貸借契約類似の契約ですので、永代管理料納入者の承諾・同意がなければ、管理料契約の一方的変更はできません。さらに、清算人はこれまで、新法人に移行するについて、利用者の不利益とならないようにすると再三約束しております。

守る会は、利用者の不利益を最小にとどめつつ最大の利益を確保することを目的として活動しています。

具体的には、

①認可取消からすでに20年以上が経ち、利用者は甚大な不利益を被っており、速やかな新法人への移行は急務です。

②新法人の認可にあたって、神奈川県および横浜市が永代管理料納入者に新たな管理料の負担を必須条件としているのかを厳密に検証すべきです。

③年次管理料支払者と永代管理料納入者とが「不公平」となっているとの考えは、早計であり、利用者間に無用な対立や軋轢を生じさせることになり、正常化の妨げになりかねません。

④清算人は、不利益を被ることになる永代管理料納入者の実情を把握し、真摯に意向を確認すべきです。

⑤守る会としては、利用者の不利益を最小限にし、早期に正常化することが最大の利益であることを基本原則として、永代管理料契約の変更に関しては、正確な情報を提供し、利用者の意向を十分汲み上げて対応してゆきます。

三浦海岸公園墓地は、単独の収支計算上は、確かに地代が高すぎることから赤字になっておりますが、横浜霊園と一体で収支計算すると黒字となっております。参加される皆様におかれましては、疑問や不安について、説明会において率直に質問や意見を述べるようにして下さい。

2. 墓地利用者説明会等に臨む留意事項

(1) 永代使用権や永代管理料、年次管理料等について： 小花顧問弁護士
清算人は、既に永代管理料を納入している利用者の皆様に対し、新法人に移行後、年次管理料の支払をお願いすることになります、と説明しています。

その理由として、①公益財団法人としての運営の公平性の観点、②現在の横浜霊園の収入が利用者全体の約35%から頂く年次管理料や名義承継料、その他の収入となっているところ、現在の支出状況からは最小限の運営を続けることが精一杯であることや今後必要になってくる工事に関しては資金不足であり、部分的にしか着工できずあるいは全く工事の目処がたっていないことなどから、これらの経費の出費や負債の返済をできる限り早く終わらせ墓地の安定した永続的な経営を確保したいことなどが挙げられています。

そして、その方法としては、新法人に経営が移行した後、新法人から、利用者に対し、新たな契約の締結を申し入れ、その契約で年次管理料支払の合意を締結するという事です。

もっとも、新法人は、現在の権利関係を引き継ぎますので、清算人や新法人が利用者の意向を無視して一方的に契約を変更することはできません。永代管理料から年次管理料に変更するためにはあくまでも利用者個々人の承諾が必要になります。

そこで、特に永代管理料を既に納入されている皆様におかれましては、可能な限り説明会に参加して頂き、①、②に関する清算人の説明を十分に確認し、疑問点があれば質問等を行い、ご検討の上、年次管理料の変更に承諾するかどうか、ご判断ください。どうしても参加が難しい場合には、資料の郵送を希望されて、資料を十分に検討して、ご判断ください。

また、年次管理料を支払っている皆様に対しても、新法人から現在の契約と同等の条件で新たな契約の締結を申し入れる予定ということです。

新たな契約の内容は現時点では明らかではないので、引き続き、注視していく必要があります。

(2) 新法人の設立と認定、墓地経営許可の取得等について： 黒澤顧問弁護士 [今後予定される流れについて]

現在進行している再生の枠組みは、清算人において、新たな公益財団法人をつくり、墓地の経営許可を得ることで新法人が日本墓園から経営を引継ぎ、再生を進めるというものです。今後予定される流れは下記の通りです。

① 全体の流れ

全体の流れは下記のとおりです。現在、清算人からは、令和4年度中にはこれらの手続きを終えたいとの意向が示されています。

- 1 (受け皿となる) 一般財団法人を設立
- 2 一般財団法人において神奈川県に対し公益認定申請を行い、公益認定を受ける
(今回、墓地の経営を行うためには公益財団法人であることが必要)
- 3 公益財団法人において、墓地経営許可を受ける(横浜市、三浦市)

4 横浜・三浦両墓地の経営が、公益財団法人に引き継がれる

なお、実際には、上記1～4について、清算人が中心となって、墓地の経営許可を得るための事前の協議を横浜市等と進めるとともに、並行して、新たな財団法人設立の準備を進めており、これら上記2と3の手続きがほぼ整うように準備が進められています。

② 新法人の設立（上記①1及び2）

受け皿となる新法人の設立について、現状を確認します。

現在のところ、清算人が中心となり、一般財団法人の定款作成、役員候補者の選定等を行うとともに、神奈川県と協議しながら、公益認定申請の準備も進めているということです。

公益認定申請においては、公益認定等委員会において、墓地経営についての事業計画や収支予算等が厳しく審議されることになります。

【留意事項－1】

守る会としては、「受け皿法人基本理念」、「受け皿法人選定基準」（添付資料―1）等を清算人に示し、利用者代表の評議員の選定など、適切な理事・評議員を選定すること、墓地経営に当たり、利用者に不要な負担を生じさせないこと、などを求めていますので、墓地利用者説明会においては、これらの内容をきちんと確認する必要があります。

③ 墓地経営許可（上記①3）

新法人は、「墓地、埋葬等に関する法律」上の墓地経営の許可を横浜市の厳しい審査を経て取得する必要があります（他方、三浦については簡易な手続きで済むということです）。

横浜市の審査において最も問題となるのは、財務状況の事前審査です。専門の審査会において、新法人が墓地を永続的、安定的に経営できるかどうかを、事業計画、収支予算等から細かく審査されます。

今後、清算人が事業計画案、収支予算案等を確定させ、横浜市の財務状況の事前審査をクリアしますと、墓地の周囲に標識を設置し、近隣への計画説明等を経て、特に問題がなければ墓地経営の許可へと至ります。

【留意事項－2】

現在、清算人においては、財務状況の事前審査のため、横浜市とも協議しつつ、事業計画案、収支予算案等を作成し、2021年5月から、墓地利用者向けに説明会を実施する方針を立てています。清算人は、この事業計画において、財務上の問題から年次管理料を全ての利用者から徴収することを考えておりますが、説明会においては、事業計画案、収支予算案等の内容をきちんと確認し、年次管理料を徴収する必要があるのかどうかについて、慎重に吟味していく必要があります。

以上

3. 私たちの墓地を守る会の主たる活動

第21回の私たちの墓地を守る会(以下「守る会」という。)の定期総会(以下「総会」という。)は昨年、令和2年：2020年5月16日(土)に、コロナ禍のためやむを得ず書面により開催しました。提案した令和元年の活動報告等並びに令和2年の活動計画、予算、決議等については「議決ハガキ」により皆様からご回答をいただき、お陰様で圧倒的多数により承認されました。

議決の結果や皆様のご意見などは、「第21回定期総会の書面開催結果について」(添付資料—2)をご覧くださいければ幸いです。

総会以降、守る会の役員、顧問弁護士一同は、ご承認いただいた活動計画や決議などに基づき、コロナ禍にもかかわらず積極的に活動を続けました。そして清算人が提示した当初予定の令和3年度内の新法人への経営移譲、再生の着手を何とか実現すべく努めました。

しかし、昨令和2年3月の新型コロナ感染の緊急事態宣言と長期化により協議や手続きが長期間中断してしまいました。墓地利用者説明会も急遽中止、この影響などにより、すべては大幅に遅れ、新法人設立、墓地の経営許可の取得、移譲による再生の着手は再来年の令和5年：2023年4月とならざるを得なくなりました(添付資料—3参照)。

守る会の活動内容は、総会以降、本令和3年：2021年2月26日までに日本墓園再生協議会(以下「協議会」という。)は横浜市役所で3回、審尋は横浜地方裁判所での2回、守る会の役員会は馬車道法律事務所で7回に渡り開催されました。

清算人には、総会の決議(添付資料—4参照)を添付して要請書を、墓地利用者説明会の通知文とQ&Aに対してご連絡(意見等)を各1回提出しました。

上記の協議会とは、横浜市と三浦市の墓地経営許可担当部署と日本墓園の清算人、私たちの墓地を守る会により構成されています。横浜市が議事進行を勤め、清算人が許可申請に係る財務諸表の作成状況などを報告し、守る会は、早期、健全な再生、墓地利用者の権利を守るために意見を述べるなどを行っています。

審尋は日本墓園の清算人を選任、清算事務を監督する横浜地方裁判所第3民事部の3名の裁判官と清算人により構成され、横浜市と三浦市は墓地経営許可者として、守る会と横浜信用金庫は利害等関係人として参画しています。裁判官の主導で清算人が清算事務の進捗状況などを報告し、墓地経営許可者が意見を述べ、利害関係人が要請などを行っています。

本年はコロナ禍により審尋の開催回数こそ減りましたが、従来と比べ裁判官が清算人に法人設立の行程を示すよう、あるいは事務の推進を求めたこともあり、大きく進展したと思われます。

守る会の役員会は、原則として毎月開催し、協議会や審尋での清算人の報告などを墓地利用者の権利を守り墓地の健全な再生の早期実現をめざす観点から検討をし、協議会や審尋での発言に反映させ、裁判所や清算人への上申書、要請書の提出も行っています。

協議会ならびに審尋、役員会などにおける守る会の「主たる活動内容(第21回定期総会以降)」は次ページのとおりです。

[主たる活動内容]

[令和2年(2020年)]

① 5月16日(土)

・定期総会開催(第21回)

定期総会は、コロナ禍により緊急事態宣言が発出され戸塚公会堂での開催は中止とし、書面開催とする。

会員には、「第21回定期総会議案書」と議決ハガキを4月中旬に送付し、議案に対する承認・不承認の回答を5月31日までに返送いただくものとする。

[議案]

- ・令和元年活動報告
- ・令和元年会計・監査報告
- ・令和2年活動計画
- ・令和2年会計予算
- ・令和2年役員選出
- ・第21回定期総会「決議」

上記「決議」の概要は、次のとおりである。

- ①令和3年度の墓地経営認可、新法人設立・移譲の確実な推進と、横浜、三浦の一体経営を堅持する。
- ②永代管理料納入者の年次管理料切り替えを強要しない。また利用者の意見を管理運営に反映させる。
- ③利用者説明会では十二分に説明を行う。
- ④横浜地方裁判所は、清算人に事務を促進するよう強く指導する。
- ⑤横浜市、三浦市は、墓地経営許可を円滑な事務手続きにより推進する。

② 6月25日(木)

・守る会役員会(令和2年 第5回)

定期総会の書面開催結果について整理をする。

- ・議決ハガキの返送状況と議案の承認結果

会員総数が2547名、内議決権者は1290名で608名から返送を得、588名(97%)の圧倒的多数ですべての議案が承認される。

- ・ご意見などの内容

ご意見などの記載は227名に上り大部分は守る会

への感謝関連で、残りは永代・年次管理料、三浦関連などである。

- ・対応方針等

ご意見などを整理して書面開催結果としてまとめるとともに、総会の「決議」とともに要請書に盛り込み清算人に提出することとする。

また令和2年の会費納入状況を確認する。

③ 7月21日(火)

・守る会役員会(令和2年 第6回)

定期総会の議決ハガキを整理、結果をまとめ、ご意見などの内容を具体的に検討して、活動への反映策などについて話し合う。

- ・定期総会の書面開催結果を「第21回定期総会の書面開催結果について」としてまとめ、議決ハガキの「ご意見など」に記載された内容を①永代・年次管理料関連、②三浦関連、③質問・提案・その他のに分けて原文をコピーし「ご意見などの記載内容」として添付する。
- ・ご意見等の内容に対する方策を具体的に検討する。
- ・会員の名義変更の依頼等については、円滑に事務手続きを行う。
- ・清算人に提出予定の要請書の内容について協議する。
- ・守る会ホームページに「第21回定期総会の書面開催結果について」を掲載する。

④ 8月1日(土)

・守る会ホームページ関連

守る会ホームページに「第21回定期総会の書面開催結果について」を掲載する。

⑤ 8月5日(水)

・「要請書」を清算人に提出

定期総会での「決議」を添付して要請書を清算人に送付する。

主たる要請内容は次のとおりである。

- ①定期総会の「決議」と議決ハガキに記載された

会員の意見や懸念事項を紹介、確認を求める。

②コロナ禍により利用者説明会が中止となり、終息も当分の間見通せないため別の対応策の提示と、併せ協議会の再開を要請する。

⑥ 9月7日(月)

・日本墓園再生協議会(第92回)

横浜市の議事進行により、清算人は墓地利用者説明会と墓地経営許可申請のスケジュールなどについて報告し、横浜市と守る会は質問あるいは要請などを行う。

また守る会は定期総会(5月16日)の書面開催状況と、会員から永代管理料納入者の年次管理料への移行反対や新法人設立・移譲の時期などについて意見などのあったことを伝える。

[清算人]

説明会が中止となりコロナ禍の終息も見えないため当初予定をしていた大規模な説明会でなく、事前に説明文章を送付して疑問の解消に努めた上で、最小限の説明会を来年5月頃に開催できればと考えている。

ア. 横浜

墓地等許可申請に先立つ財務状況報告の時期は、年次管理料について利用者へ説明した後が望ましく、来年の説明会が終わる6、7月になると思われる。

神奈川県公益法人認定については審議会を2回と想定すると令和4年の秋頃となり全利用者から管理料をいただくのは令和5年となるだろう。

イ. 三浦

三浦の地代は大きな問題であるが、横浜霊園と一体で考えていきたい。地主との折り合いはつかない可能性が高いので悩ましい問題である。

[守る会]

書面総会の意見などとしては、年次管理料への移行反対、年次管理料の金額明示、なぜ三浦と一体にしなければならないのか、自分の墓地が違法箇所かどうかといったものが多かった。説明会では、しっかりと根拠を示す必要がある。

Q: 年次管理料に移行しないと墓地経営が財政上難しいのか?

・管理料収入は全体の3分の1ぐらいで、残りは法事、名義変更などの雑収入が多い。

全員から管理料を払ってもらうのが原則だが、払えない利用者が出てくることは考えられる。

いろいろなことが実際には起こるので、全員に払ってもらうことを目指しながら個別の対応を考えるしかない。

Q: 年次管理料への移行理由として、財務計画の確認が必要である。

・横浜市からも計画の見直しを求められているので再度修正、提示する。

Q: 新法人設立の手続きはどのような状況にあるのか。

・登記手続き書類を準備している段階にある。

Q: 是正工事には、どのようなものがあるのか。

・実際は防災工事という位置付けになるだろう。緑地に関しては復元する努力をしてほしいと市の担当局から言われている。

[横浜市]

今回は、新法人の財務計画について提示してもらい協議する。

○ 上記同9月7日

・守る会役員会(令和2年 第8回)

協議会並びに審尋の状況を詳細に確認、対応方針を話し合う。

・コロナ禍により従来の大規模な説明会から、事前に説明文章を送付、その後小規模な説明会を開催するという2段階方式になることは、文章が大切になる。

これに伴い清算人に文章の事前協議を求める。

・清算人作成の文章に、会員の疑問や意見、質問などについて盛り込むことを求める。

・清算人から利用者に文章が送られる前に、守る会ニュースを発行して留意点などを周知する必要がある。

⑦ 10月16日(金)

日本墓園再生協議会(第93回)

清水公園墓地の進捗状況の報告後、横浜・三浦の財務計画書における資金計画の説明がある。

主な説明事項等は次のとおりである。

[清算人]

- ・現状の収支は赤字で修繕費等が捻出できない状況にある。原因は一昨年の台風 15 号の復旧工事の影響が大きい。
- ・管理収入は令和 5 年度より利用者全員から年次管理料をいただく前提で計上している。
- ・新規販売による墓地使用料や建墓手数料は、確実な見通しがつかないため計上していない。
- ・三浦の借地料は現状と同額を計上している。
- ・現在の礼拝堂を納骨堂に改装して納骨壇の使用権を売ることによる収入増を想定している。
- ・横浜霊園第 1 にある現在の事務所は耐震上問題があつて危険なため建て替えを予定している。
- ・横浜信用金庫と渚石材への返済は従前どおり計上している。

[守る会]

清算人より提示、説明された資金計画を中心に質問等を行う。

清算人との主な質疑事項は次のとおりである。

- Q：三浦の借地料の未払い金額(地主が受け取りを拒否)はどのくらいになるのか。
- ・借地料は年間約 1300 万円なので令和 5 年には合計約 5 千万円になる。多額の保証金を借地料以外に請求されると横浜利用者の負担が大きくなり過ぎ、三浦を切り離すことも検討せざるを得なくなる。
- Q：令和 5 年に公益法人化すれば空き墓地の販売が可能になるので、黒字になるのではないのか。
- ・緑地に戻すべき箇所、危険箇所建っている墓地もあつて空き区画に移動する必要があり、空き墓地だからといってすべてが販売できるわけではない。
- Q：是正工事は何か年計画で行うのか、金額の根拠は何か。
- ・10 年で計画している。金額は過去の実績から算出している。

[横浜市]

今回は、清算人作成の利用者説明会における Q&A について協議する。

○ 上記同 10 月 16 日

・横浜地方裁判所審尋

清算人から清水公園墓地の進捗状況について説明がある。引き続き横浜・三浦の財務計画書の説明を金額も含め協議会時に比べより詳細に行う。

裁判官から目標行程などについて多くの質問があつた。

加えて、今後清算人が実行すべき事項と、その見通しを記載したメモを裁判所に 1 週間以内に提出するよう、また次回審尋からは、報告する内容を報告書としてまとめ、事前(開廷 1 週間前)に提出することを求めた。

裁判官と清算人との主な質疑事項(協議会と重複するものは除く)は次のとおりである。

[裁判官]

- Q：新公益法人が日本墓園から墓地の寄付(移譲)を受ける目標はいつ頃になるのか。
- ・令和 5 年 3 月になると思う。
- Q：墓地経営許可に関わる財務状況報告の申請はいつ頃になるのか。
- ・令和 3 年 5 月の予定である。
- Q：利用者への説明と上記の申請の関係はどうなるのか。
- ・説明会を申請前の 5 月中旬に行う。説明会を先に開催するよう横浜市からも指導されている。
- Q：説明会の案内と Q&A はいつできるのか。
- ・令和 2 年内にまとめ、年明けに発送する予定である。
- Q：年次管理料への移行について説明会で了解を得ることは難しいのか。
- ・難しいけれども説明して了解を得なければならぬと、また了解が得られると考えている。
- Q：三浦の地主とは来年の令和 3 年 6 月頃から話し合うのか。
- ・地主からは、清算人と話し合っても仕方ないので、新法人と折衝すると言われている。
- Q：説明会を令和 3 年 5 月に終えたとして、公益財団法人の申請はいつ頃になるのか。
- ・令和 4 年秋を予定している。
- Q：墓地経営許可の手続きはどのような手順になるのか。

・まず一般財団法人の登記が通り、次に公益財団法人として認定され、その法人が墓地経営の許可を得ることになる。

プロセスについては今後横浜市との詰め、神奈川県との調整も必要である。

Q：三浦に横浜からお金を回すことは利用者間で問題にならないのか。

・三浦の収支は現在も赤字であり横浜が補填していることになり変わらず、今後も理解いただけるよう説明を続ける。また、横浜も現在は約35%の年次管理料で経営をしている。

○ 上記同 10月16日

・守る会役員会（令和2年 第8回）

協議会並びに審尋の状況を詳細に確認、対応方針を話し合う。

・清算人作成の説明文章(墓地利用者向けQ&A)に対する守る会の基本スタンスを検討する。

⑧ 11月20日(金)

・守る会役員会（令和2年 第8回）

次回協議会(12月16日)に臨むにあたり、清算人に確認すべき事項などについて話し合う。

・守る会が検討すべき基本スタンスの主たるものは、永代管理料納入者の年次管理料への変更、非同意者の扱い、緩和措置、三浦と横浜の分離、違法箇所にある墓地の移転費用などであることを確認する。

・来年令和3年の第22回定期総会は開催するものとし、会場確保などの準備を進める。

・守る会ニュース第23号を来春発行することを決める。

・令和2年1月からの守る会役員を決定する(令和元年役員継続留任)。

⑨ 12月16日(水)

・日本墓園再生協議会（第94回）

清算人から清水公園墓地の進捗状況について報告があった。

引き続き横浜・三浦の説明会開催日程、会場などの説明と併せ利用者へ送付予定の説明文章、「横浜霊園の公益法人化に向けた説明とお願い」の通知文

と「公益財団法人設立後の墓地利用契約・管理料のQ&A」の説明があり、協議が行われた。

主たる事項は次のとおりである。

[清算人]

・説明会は次の日程等で開催する。

コロナ禍のため会場の席数に制限がある。

利用者説明会日程(令和2年12月16日現在)

開催月日	曜日	時間	会場
①② 5月 8日	土	・午前10時～正午 ・午後1時半～3時半	戸塚公会堂 (各回250席)
③④ 15日	土		
⑤⑥ 16日	日		

・Q&Aについては詳細に説明しようとするので何十ページにもなってしまうので読んでもらえるようにポイントを公益法人化と管理料の内容に絞って作成する。

・横浜と三浦両墓地の利用者に送付する。

・守る会の意見も踏まえ作成する。

[守る会：清算人作成の通知文とQ&A関連]

Q：説明会の通知文、Q&Aの送付者、説明会での説明者はいずれも清算人なのか。

・いずれも清算人である。

Q：新法人が今後は経営していくのであり新法人の役員などを具体的に示す必要があるのではないのか。

・新法人の役員候補者に確認などを行っている状況にある。

Q：管理料を全利用者から支払ってもらわなければならない必要性は、収支計画の数字説明があつてはじめて理解できるのではないのか。

・収支計画を作成すると、収入より支出が問題となり、三浦の地代の見通しが立たないために示すのが難しい。

[守る会：守る会作成のQ&A関連]

Q：利用者へ送付する通知文とQ&Aについてポイントを絞ることは理解できるが、詳細を電話で清算人が全部答えるというのは困難なのではないか。また高齢者もいられると思うがその対応策を考えているのか。

・電話の応答スタッフ向けに説明マニュアルを作成する。質問は永代管理料納入者がなぜ年次管理

料を払わなければならないのか、払わなかったらどうなるかというのが中心になるだろう。

また現在、説明会の出欠の案内とともに、希望者には詳細資料を送付することも検討している。

Q：管理料の支払いについては賛否を問うわけでもなく、どのくらいの永代管理料納入者が管理料の支払いに応じてくれるのか、どう判断するのか。

・どの程度の永代者がに応じてくれるかは現状では分からない。状況を見ながら収支計画を変えていかざるを得ない。計画では100%を計上し、その上で見込み額を改めて確認することになるだろう。

Q：公平性の観点からいうと永代管理料を納入している者からすれば改めて毎年管理料を支払うことになり逆に不公平だという反発があるのではないか。

むしろ墓地経営の安定性や持続性の観点から説明したほうがよいのではないか。

・説明方法については検討する。納得しない利用者に対して不利益になるようなことは避けるように配慮していく。

Q：守る会でもあらためてQ&Aについて意見を整理して清算人に連絡する。

・守る会の意見も受け、今回のQ&Aを検討、更に修正を加える。

[横浜市]

今回は守る会の意見等により修正を加えた通知文とQ&A、新法人設立の進捗状況、清水公園墓地の状況等について協議する。

○ 上記同 12月16日

・守る会役員会（平成30年度 第7回）

協議会並びに審尋の状況を詳細に確認、対応方針を話し合う。

・清算人作成の通知文とQ&Aに対する守る会の意見等をまとめて「ご連絡（意見）」として提出することを決める。

・令和3年の守る会第22回定期総会は、戸塚公会堂で5月29日（土）に開催することを決める。

・令和2年の会員数、会費納入者数、寄付金等の整理結果が報告される。

[令和3年(2021年)]

⑩ 1月21日(木)

・「ご連絡（意見）」を清算人に提出

利用者宛の通知文とQ&Aについて、守る会の検討結果を「ご連絡（意見）」としてをまとめ、清算人に提出する。

主たる意見は次のとおりである。

・利用者が理解しやすいように公益法人設立、墓地経営許可、寄付といった全体の手続きや、3～5か年程度の収支などについては図や表とし分かりやすく記載すべきである。

・年次管理料の支払いをお願いするにあたっては、墓地の安定かつ持続的な経営並びに再生資金の確保に必要なことをしっかりと根拠を示し記載する。

・違法箇所や危険箇所にある墓石の移転に関して場所や広さ、費用の考え方を示すべきである。

⑪ 2月1日(月)

・日本墓園再生協議会（第95回）

清算人から、清水公園墓地については本年度内（令和3年3月末まで）に墓地等の移譲（寄付）が済み、日本墓園としての経営が終わるとの報告がある。

引き続き三浦の地主との現況報告、守る会が提出した「ご連絡（意見）」を加味した「横浜霊園の公益法人化に向けた説明とお願い」の通知文と「公益財団法人設立後の墓地利用契約・管理料のQ&A」の説明があり、協議が行われる。

主たる事項は次のとおりである。

[清算人]

・地主と折衝を進展させるため清算人とは別の弁護士に依頼することを検討中である。

・説明会への利用者の参加申し込み期限は、4月2日とする。

・収支などの詳細資料はQ&Aとは別に作成して希望者には後日送付することを検討している。

・収支計画については横浜と三浦を一体としたものしか出せない。

・墓石の移転に関しては、場所や広さなどに差が大きく個別に対応すべき問題と考えている。

・説明会には、設立法人の役員に来てもらい、場合によっては出席者に紹介する。

- ・法人設立については定款などの詰めを行っている。
本年度内、令和3年3月末までに設立できる見込みである。公益法人は、設立されれば役員や経営状態などを公開するのが原則であり透明性は確保できると考えている。

○ 上記同2月1日

・横浜地方裁判所審尋

清算人から清水公園墓地の進捗状況について説明する。引き続き三浦の地主との折衝状況、横浜・三浦の墓地利用者説明会の開催予定、通知文、Q&Aなど、前回審尋の令和2年10月以降の事項について報告する。

これに対して裁判官から質問などがある。

[清算人]

- ・三浦の地主は、新法人とでなければ折衝に応じない意向のため清算人とは別の弁護士に依頼して法人設立の3月から行う予定である。
- ・横浜・三浦の墓地利用者説明会は戸塚公会堂で5月8、15、16日の午前と午後の計6回、コロナ禍のため定員の半数250席、全1500席で開催の準備を進めている。
- ・説明会の開催にあたっては、利用者に通知文とQ&Aを送付し、会場では詳細資料を配布する。出席できず資料を希望する利用者には送付する予定である。
- ・通知文やQ&Aの作成にあたっては守る会の意見も聞きながら作成している。

[裁判官]

Q：墓地経営許可、法人申請などの手続き、行程などにおける課題は何か。

- ・墓地の経営は公益法人でなければできず一般法人ではできない。このため墓地経営許可申請の手続きは横浜市の理解を得て一般法人で進め、許可は公益法人が取得することになる。
- ・日本墓園には負債(横浜信金借入金、渚石材保証金、三浦地代)があるため、公益法人の設立基準に抵触する。このため県の審議会でもめる可能性もあり、県との調整が必要である。

ただし20年の経営実績がある既存墓地であり、ここに至るまでの経過もあり理解を得たいと考

えている。

- ・申請時期については、一般法人の登記、設立が令和3年3月、墓地経営許可に関わる財務状況報告は5月の説明会後を予定している。

数回の審査会で2か月以上審議され、近隣への計画説明となり、特に何もなければ許可申請となる。

経営許可の状況を見ながら同時並行的に公益認定申請を行い、一般的に4か月以上、数回の審議会を経て認定が得られ、同時に墓地経営許可を取得し、新公益法人が日本墓園から墓地の寄付を受け経営を始め、再生(危険・違法箇所是正)に着手する。時期は令和5年4月を想定している。

○ 上記同2月1日

・守る会役員会(令和3年第1回)

協議会並びに審尋の状況を詳細に確認する。

3月中旬過ぎに発行、会員に送付する守る会ニュース第23号には、説明会に臨むにあたり会員の判断に役立つような記事構成とし、内容や発行日などを具体的に検討する。

⑫ 2月26日(金)

・守る会役員会(令和3年第2回)

守る会ニュース第23号の最終原稿についてチェックを行い、3月吉日付で発行、3月中旬過ぎに会員宛に発送することとする。

墓地利用者説明会への役員の出席者を日別に調整する。

定期総会の開催するにあたり議案書内容などの準備状況を確認する。

今後の協議会等開催予定

- ⑬ 4月20日(火)
 - ・日本墓園再生協議会(第96回)
 - ・守る会役員会(令和3年 第3回)
- ⑭ 5月8(土), 15(土), 16日(日)
 - ・墓地利用者説明会
- ⑮ 5月10日(月)
 - ・守る会役員会(令和3年 第4回)
- ⑯ 5月24日(木)
 - ・日本墓園再生協議会(第97回)
 - ・横浜地方裁判所 審尋
 - ・守る会役員会(令和3年 第4回)
- ⑰ 5月29日(土)
 - ・守る会定期総会(第22回)

記載用語等について

ア. 墓地利用者(建墓者)

日本墓園(横浜霊園、三浦海岸公園墓地)に墓地使用料を納め、永代使用承諾書(賃貸借契約類似)が交付されているものをいう。

イ. 管理料

墓園の維持管理に要する経費(道路清掃、上下水、緑地管理等)に充当する。管理規約では、管理料を3年間未納の場合は墓地使用者の資格が喪失するとされている。

① 永代管理料納入者

相当金額の一括払いにより永代管理証書が交付され年次管理料を支払う必要がないもの、横浜霊園では約6.5割の利用者が該当する。

② 年次管理料支払者

管理料を毎年支払っているもの、横浜霊園では3.5割が該当する。

ウ. 清算人

裁判所(裁判官)から選任され清算事務に携わり、監督を受ける。現清算人は平成11年(1999年)に選任され、横浜、三浦、清水の清算事務と併せ維持管理を継続中(鹿児島終了)で、本年3月末までには清水が経営移譲され、残るは横浜と三浦のみとなる見込みである。

エ. 一般財団法人

一定の財産(寄付も含む)に対して法人格が与えられた団体で、設立者が価額300万円以上の財産を拠出し、その財産を事業の目的のために運用していくことが法人設立の条件になる。

事業内容や公益性の有無は問わない。一般財団法人は理事3人、監事1人、評議員3人以上の7人以上が集まらないと設立できない。

オ. 公益財団法人

一般財団法人のうち、行政庁から公益性が認められた法人である。法律で定められた23の公益目的事業(墓地経営含む)を行い社会貢献することを目的としている。

公益財団法人を設立するためには、一般財団法人を設立している必要があり、認定されると税制面の優遇などが受けられる。

墓地の経営許可は宗教法人もしくは公益財団法人でなければ取得できない。

カ. 墓地の経営許可等

「墓地、埋葬等に関する法律」には、墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事(指定都市等)の許可を受けなければならないとされ、同施行規則で、墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならないと、公開性を求めている。

更に「墓地経営・管理の指針等について」には、①墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られる。②墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められる。③経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされている。④計画段階で許可権者との協議を開始する。⑤許可を受けてから募集を開始する。⑥いわゆる「名義貸し」が行われていない。⑦墓地経営主体が宗教法人又は公益法人である場合には、墓地経営が可能な規則、寄附行為となっている。以上のことなどを厚生労働省は、経営許可権限を持つ都道府県知事、指定都市市長、中核市市長に通達している。

4. 第22回定期総会開催のご案内

令和3年の定期総会の日時、会場が決まりましたので前もってお知らせいたします。清算人による建墓者説明会の開催終了直後で、大事な局面にきていますので、コロナ禍ではありますが多くの皆様のご参加とご意見をお待ちしています。

定期総会の議案書は、会員の皆様（平成31年・令和元年・令和2年会費納入済者）に総会案内と共に4月下旬頃に郵送させていただきます。

- ・日 時： 令和3年5月29日(土) 午後1時開会(12時より受付開始)
- ・会 場： 戸塚公会堂(戸塚駅東口より徒歩5分)

5. 添付資料

- (1) 「受け皿法人基本理念・選定基準」
- (2) 「第21回定期総会の書面開催結果について」
- (3) 日本墓園設立から現在までと新法人設立・墓地経営許可・移譲までの行程
- (4) 令和2年(2020年)第21回定期総会「決議」

[令和3年(2021年)会費お振込みのお願い]

本年の会費2,000円を本「守る会ニュース」添付の「令和3年(2021年)会費お振込みのお願い」をお読みいただき、同封の郵便局払込取扱票でお振込みください。5月29日の総会ご出席時に会場でお支払いいただいても結構です。

**本「守る会ニュース」に
※別紙(緑色)の「令和2年(2020年)会費が未納入の方へのお願い」が
同封されている方へ**

**活動を支える資金ですので、お読みいただき、令和3年分との合計4,000円を
ご納入いただくよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。**

(本件は、令和2年(2020年)の年会費2,000円が未納入(令和2年12月末現在)の方が対象で、
すでに納入の方には、別紙(緑色)は同封されていません。)

[添付資料－ 1]

平成 28 年：2016 年 10 月 14 日

受け皿法人基本理念・選定基準

私たちの墓地を守る会

[受け皿法人基本理念]

- * 受け皿法人は、財団法人日本墓園の認可取り消しなどにより横浜霊園、三浦海岸公園墓地がたどったこれまでの長く厳しい歴史と、建墓者がこうむった苦渋をしっかりと認識し、健全な経営と良好な管理に努め、墓地の真の再生を誓うものとする。
- * 受け皿法人にとって建墓者並びに埋葬者は、大切なお客様であり、敬意とともにその権利と利益を遵守し、経営・管理の情報を常に建墓者に公開し、美しく健全な墓地となるよう維持管理、改善に努めるものとする。
- * 受け皿法人は、新規墓地の販売、建墓、葬祭などの事業にあたっては、社会正義と公正、公明を旨とし、関係法規を遵守して行っていくことを約束するものとする。

[受け皿法人選定基準]

- (1) 墓地経営・管理については、宗派、思想、政党、団体、永代・年次管理者、個人・法人・共同等による差別を一切行わない。
- (2) 危険箇所の是正工事を計画的に実施（目標：5 年以内）するとともに、法律違反箇所の是正を経年的に行い、真の再生を実現するよう努める。
- (3) 危険箇所の是正工事、並びに法律違反箇所の是正に要する費用は、原則として既存建墓者に負担を求めず、経営努力（建墓手数料、新規墓地の販売等）により捻出する。
- (4) 永代管理証書の約定を尊重するとともに、現状の年次管理料の維持に最大限努める。
- (5) 指定墓石業者は、社会的に信頼の置ける 5 社以上（グループ会社除く）と、建墓者が自由に選択できる。
- (6) 墓地の経営、管理状況等の主要事項について、建墓者に定期的かつ適宜開示する。
- (7) 現大口債権者（渚石材、横浜信用金庫）と減額、放棄等の交渉を積極的に行う。
- (8) 唯一無二の建墓者団体である「私たちの墓地を守る会」と経営、管理等（上記(1)～(7)を含む）にかかわる包括的な協定等を締結する。
- (9) 受け皿法人は、上記の(1)～(8)を受け入れる公益法人が望ましいが、宗教法人も可とする。

いずれも、経営・管理・事業の遂行にあたっては、「受け皿法人基本理念」に賛同、責任者が明確で「墓地、埋葬等に関する法律」並びに「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の墓地経営許可が確実に得られる資金力、事務能力があつて、誠実で意欲があり、管理能力のある法人との連携が確実なものとする。

[添付資料－ 2]

令和2年(2020年)7月1日

私たちの墓地を守る会

第21回定期総会の書面開催結果について

「私たちの墓地を守る会」は、第21回定期総会を令和2年(2020年)5月16日に開催する予定で鋭意、準備を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が出され、外出自粛と共に会場である戸塚公会堂の使用が不可能となり、延期あるいは中止も検討しましたが、書面開催が最善と考え急遽、準備を進め5月16日付で開催しました。

全会員(2547名)の内、HP会員(脱退届なし・会費未納入者：守る会HPにより情報提供)を除く議決権者1290名に書面開催のお知らせ、議案を含む総会資料と議決ハガキを4月中旬に郵送しました。

この結果608名(47%)の方からハガキ(返信の賛否過半数をもって議決)をいただき、承認588(97%)、不承認20(3%)の圧倒的多数で各議案は承認されました。

ハガキのご意見などの欄には、227名(38%)の方が記入され、大半は守る会の活動に感謝と励まし、早期再生への願いでした。残り57通は、永代管理料から年次管理料への移行反対関連が41通と半数を占め、三浦と横浜の一体化に納得がいかない、建墓者代表を新法人の理事になどでした。

これら会員の皆様のご意見などについては、役員会で検討をし、今後の活動に反映、あるいは対応させていただくものといたします。

議決結果、ご意見などの詳細は次の通りです。

会員総数、議決権者数、議決結果

会員総数	2547名		
内 訳	・議決権者(会費納入者)：1290名(51%)		・HP会員(脱退届なし・会費未納入者)：1257名(49%)
議案郵送者数	1290名		
議決者	608名(47%)	議決結果	・承認：588名(97%) ・不承認：20名(3%：内全議案不承認3)

議案別議決結果表

	議 案 (内 容)	・承認,	・不承認	不承認理由等
	内 訳	第1号議案 (活動報告)	602	6
第2号議案 (会計報告)		604	4	・永代管理料切り替え反対等
第3号議案 (監査報告)		603	5	・三浦の事業実態不明等
第4号議案 (活動計画)		600	8	・永代管理料切り替え反対、三浦分離等
第5号議案 (会計予算)		602	6	・前期繰越金の数値間違い指摘等
第6号議案 (決議)		600	8	・永代管理料切り替えは違法、三浦分離等

「ご意見など」の記載有無

ご意見など	・記載あり： 227	・無記入： 381	合計	608
記載内容				
内 訳	・感謝関連	153	・会の活動感謝、早期解決要望等	
	・永代・年次管理料関連	41	・年次移行反対、年次減額、年次料の明示等	
	・三浦関連	12	・三浦分離、管理料値上げ、経営実態不明等	
	・質問、提案、その他	15	・墓仕舞い、違法墓地の位置、守る会会費等	
	・名義変更等依頼	6	名義変更、脱会、名前誤記等	

決 議

私たちの墓地を守る会は、本日の第21回定期総会において次のとおり決議する。

記

建墓者は、旧厚生省による日本墓園の公益財団法人認可取り消し直後に私たちの墓地を守る会（以下「守る会」という。）を結成し、清算人に建墓者の權益を守り、横浜霊園と三浦海岸公園墓地（以下「墓地」という。）の健全な墓地再生を実現するよう求めてきた。守る会は、横浜市主催の日本墓園再生協議会に参画し、清算人の監督者である横浜地方裁判所の審尋でも意見を述べ、上申書などを提出するなど丸21年の長きに渡り絶えることなく活動をしてきた。

この積年の努力もあって清算人は、新たに一般財団法人を設立し、速やかに公益法人（以下「新法人」という。）の認定を受け、墓地等許可を取得するとし、神奈川県や横浜市、三浦市と協議を続けていた。そして昨令和元年12月に清算人は、令和3年(2021年)度内に墓地経営を移譲し、墓地再生に着手するという経営計画（案）を示した。守る会はこれを受け入れ積極的に協力してきた。

建墓者唯一の利害関係人団体として認められている守る会は、令和2年の「活動計画」に基づき、建墓者の權益を守ることを原則に清算人に対し基本的に協力、令和3年度内の新法人への墓地経営の移譲と、健全な墓地の再生を目指すものとする。

一．建墓者の切なる願いである横浜霊園と三浦海岸公園墓地の早期再生の実現に向け、令和3年度内の一般財団法人の設立と公益法人認定、墓地等許可の取得を同時並行的に進め、新法人への墓地経営の移譲を確実かつ迅速に推進するよう清算人に求める。

加えて横浜と三浦の切り離しには断固反対し、一体的経営を引き続き求める。

一．現建墓者の権利順守を基本に、新法人設立によって永代管理料の年次管理料契約への切り替えの強要や年次管理料の値上げなど、建墓者の公正や利益を害することなく再生を進めるよう求める。また新法人の評議員には、使用者の視点を管理運営に反映させ、さらに乱脈経営を繰り返させないため建墓者代表を加えるよう求める。

一．建墓者（利用者）説明会では、横浜の墓地の現況と違反区画、再生後の状態などを示す全体平面図と三浦を含めた経営計画書や各課題を示し、年次管理料契約への切り替え提示の根拠などを高齢者にも分かり易く十二分に説明するよう求める。

一．横浜地方裁判所におかれては、清算法人として異常な21年の経過と、この間の建墓者の苦悩などを思料され清算人の監督をより強化し、清算事務の迅速化をより一層促すとともに、建墓者の權益が守られるよう指導することを要請する。

一．横浜市並びに三浦市におかれては、墓地の経営許可にあたり日本墓園設立時に遡る行政指導などの経過や合意事項を十二分に尊重して円滑に事務手続を進めるとともに、建墓者のための健全な墓地の再生が実現し、安定的かつ永続的に墓地経営が行われるよう清算人並びに新法人を指導監督するよう要請する。

以上

令和2年(2020年)5月16日
私たちの墓地を守る会 第21回定期総会